定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年十一月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年十一月十日

神奈川県川崎市幸区鹿島田四三番地八

株式会社メカトロジャパン

代表取締役　矢野　定雄

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年十一月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年十一月十日

神奈川県相模原市南区大野台四丁目一番五六号

株式会社エスエムティ

代表取締役　森内　雅裕

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年十二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年十一月十日

静岡県浜松市浜北区中瀬七五五九番地の一

スズキ機械産業株式会社

代表取締役　鈴木　崇夫

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年十一月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年十一月十日

大阪府堺市堺区神南辺町一丁三一番地

株式会社三宝化学研究所

代表取締役　別所　義之

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年十二月十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年十一月十日

東京都港区六本木七丁目一五番一〇号クローバービル六階　Ｄｒ．わかば株式会社

代表取締役　工藤さやか

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社福島セコニックと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年一月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年十一月十日

北海道函館市鈴蘭丘町三番地九一

株式会社函館セコニック

代表取締役社長　荒井　宏

限定承認公告

本籍東京都江東区海辺七番地、最後の住所千葉県船橋市駿河台二丁目二九番二九号敬老園ナーシングヴィラ東船橋

被相続人　亡　渡邉　漾子

右被相続人は平成二十三年八月十四日死亡し、その相続人は平成二十三年十月三十一日千葉家庭裁判所市川出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十日

東京都港区赤坂一丁目一一番一二―六〇一号

相続財産管理人　橋本三枝子

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百十条に基づき優先資本金の額を金二億三千四百四十五万円減少し、金九十四億八千二百二十万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十三年十二月十三日であり、取締役の決定は、平成二十三年十一月七日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十三年十月七日付官報の号外第二一八号九十三頁に掲載されています。

平成二十三年十一月十日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

八重洲インベストメント特定目的会社

取締役　須貝　信

訂正公告

平成二十三年十月三十一日掲載の株式会社三景に係る基準日設定につき通知公告中、「平成二十三年十一月十五日最終の株主名簿上」とあるは「平成二十三年十二月一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上」、「普通株式一株を一〇株」とあるは「普通株式一株を百株」にそれぞれ訂正します。

平成二十三年十一月十日

東京都江東区東雲一丁目七番一二号

株式会社三景

代表取締役　児島　康信

正誤

ページ	段	行	誤	正
二四	上	終りから二	（原稿誤り） 平成二十三年九月三十日（号外第二百十一号）公布厚生労働省令第百二十号（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行規則）	
二五	下	〃 二〇―一九	「、第六条第一項」を削る。	
二四	上	〃	第一条の理由	第一条各号に掲げるいずれかの理由
二五	上	二三	（印刷誤り） 三三ページ下段様式第7号中「氏名等（法人名及び代表者氏名）」は「氏名等（法人名及び代表者氏名）」の誤り。 三九ページ下段様式第14号裏面は次のとおりの誤り。	

（裏面）

平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）（抄）

（支給の制限）

第9条　子ども手当は、受給資格者が、正当な理由がなくて、第29条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

（届出）

第31条　子ども手当の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長（第16条第1項の規定によって読み替えられる第6条の認定をする者を含む。以下同じ。）に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類を提出しなければならない。

（調査）

第32条　市町村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無、子ども手当の額及び被用者又は被用者等でない者の区分に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。

2　前項の規定によって質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

備考

1．　厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。

2．　大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

注　意

1．　この調査員証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

2．　この調査員証は、交付の日から1年間有効とする。

3．　この調査員証は、有効期間が経過し、又は不要となったときは、速やかに、返還しなければならない。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月九日付特第四九号二府調達第二一一号一六ページ
同月二十日付参会第一号八ページ●同月十日付第二四二号九六ページ●同日付政ページ●十月七日付（第一七八回）衆会追録一六ページ●ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）